平成２８年（フ）第５９号
大阪府和泉市伏屋町５丁目２番17―1505号
破産者　Ｔｏｐｏｌｉｎｏことウェブリサーチこと　新谷　正樹
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第６６号
大阪市西区新町２丁目17番５号ＡＣＴ－１新町502藤田方、前住所大阪市西区立売堀１－８－７ＫＡＩＳＥＩ本町702
破産者　伊勢﨑満二
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１１９号
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧816－１－914、住民票上の住所奈良県大和高田市大字池田28番地４
破産者　花田　桂子
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１４７号
三重県伊賀市四十九町2131－１　マルベリーハイアットⅢ410号室、開始決定時の住所三重県伊賀市大内809―５　ノアーズアーク201
破産者　居酒屋まあまあこと　武安　正博
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２８１号
奈良県御所市大字重阪148、住民票上の住所奈良県橿原市豊田町212番地の１　大宮ハイツⅢ101号
破産者　谷口　秀一
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第９号
奈良県橿原市小綱町15番22―12号
破産者　森本　弘充（旧姓樋木）
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２２号
奈良県磯城郡田原本町大字阪手353番地の２ドリームハイツ201号室
破産者　宮田　恭介
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２０２４号
札幌市厚別区厚別中央２条４丁目12番27―101号
破産者　赤羽　一雅（旧姓平田）
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１７１号
札幌市南区澄川３条３丁目１番５―207号
破産者　小野寺朋美（旧姓松川）
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３１８号
北海道北広島市大曲柏葉５丁目１番地20
破産者　鈴木　大輔
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２８７号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木3081番地10、旧住所埼玉県児玉郡上里町大字金久保689番地３
破産者　伊藤　由紀（旧姓大久保）
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第４２号
埼玉県熊谷市柿沼824番地55、住民票上の住所埼玉県熊谷市上江袋807番地１
破産者　相澤　恵美（旧姓小川）
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第６５号
川崎市高津区千年1045番地　ラフィーネＢ108
破産者　田口　勇介
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１０５号
川崎市川崎区小田６―13―１―108、住民票上の住所川崎市川崎区小田５丁目20番６号
破産者　川上麻理子
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３０号
新潟県岩船郡関川村大字鍬江沢396番地２
破産者　駒沢　節子
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３９号
新潟市東区はなみずき２丁目３番７号　あしぬま荘
破産者　山崎　哲男
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５号
岐阜市茜部大川１丁目45番地１
破産者　北原　伸二
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１６９０号
名古屋市中区栄２丁目５番11号　エシール白川1101号
破産者　道川内　充
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部